

「省エネ家電購入支援補助金」申請に関するチェックシート

※ 補助金の対象者は、佐野市内に住所を有し、住民基本台帳に世帯主として登録されている方です。申請は、各世帯において補助基準を満たす省エネ家電を購入することが前提となります。申請前に本シートにより品目別に下記の内容を確認し、申請時に書類や補助要件等に漏れがないか事前にチェックしてください。

申請者 住所	佐野市		
申請者 氏名		確認期日：	/ /

チェック

I 準備する書類（必要書類）について

① 佐野市省エネ家電購入支援補助金交付申請書 ※ 品目単位で申請書を用意しているか。	
② 購入した製品の価格及び内容がわかる書類の写し ※ 領収書及び領収明細等に購入製品の価格や、メーカー名・品名・型式番号等が記載されているか。撤去・更新費等も含めて申請の場合は、関連書類もあるか。	
③ 購入した製品の統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し ※ 補助金の対象となる製品「エアコン(★3.0以上)・冷蔵庫(★3.0以上)・照明器具(★4.0以上)」を購入したことが確認できるか。	
④ 購入した製品の製造者が発行した保証書の写し ※ 購入製品は新品であることを証明するためのメーカー保証書が発行されているか。	
⑤ 購入した補助対象製品を自宅に設置したことが分かる写真 ※ エアコン・冷蔵庫・照明器具の設置状況や、設置した居間やキッチン等の全景（引きの写し）など、自宅への設置を確認できる写真を印刷してあるか。	
⑥ 住民票の写し及び市長が発行した納税証明書の写し ※ 申請日現在の住民登録と市税の滞納がないことが確認できるか。（申請書の同意事項にサインすることで省略できます。）	
⑦ 補助金の振込先を確認できる通帳等 ※ 申請書に振込先の金融機関、支店名、口座番号、名義人のカナ表示等を正確に転記しているか。	

II 補助対象者の要件について

① 佐野市内に住所を有する世帯主である。 ※ 補助金の交付申請は、 世帯主の名義でのみ 行うことができます。（住民票の写しの提出、または住民記録の確認に関する同意が必要となります。）	
② 申請日現在に居住している佐野市内の自宅に購入した補助対象製品を設置している。 ※ 購入した補助対象製品（エアコン・冷蔵庫・照明器具）を 自宅に設置したことが分かる写真 の提出が必要となります。	
③ 同一品目の補助対象製品について、これまでに本補助金の交付決定を受けていない。 ※ 補助金の交付申請ができるのは、 1品目につき1回限り です。（別品目の場合は、品目ごとに申請が可能です。）	
④ 全ての市税に滞納がない。	

III 補助対象製品の要件について

① 佐野市内の店舗から直接購入した新品である。 ※ 市内の家電販売店で 4/1以降に直接、新品を購入 することが条件となります。インターネットを通じた販売方法による購入は対象となりませんのでご注意ください。	
② 資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されている製品である。 ※ 省エネ家電は、必ず情報サイトに掲載されています。申請前に事前に掲載情報を確認してください。	
③ 指定された統一省エネラベルの多段階評価点を満たしている製品である。 ※ 購入する製品は、品目別にエアコン(★3.0以上)、冷蔵庫(★3.0以上)、照明器具(★4.0以上)を満たす必要があります。	

IV その他

① 本補助金の申請をするのは今回が初めてである。（※補助金の申請ができるのは、1品目につき1回限りです。）	
② 申請金額に誤りはない。（※補助を受けられる金額は20,000円が上限となります。） ※ 補助金の 上限額は20,000円 です。申請金額は対象経費の 30% で計算し、必ず 1,000円未満を切捨て てください。 ※ 対象家電の「新規購入」の場合は購入費・設置費、「買換え・更新」の場合は既存家電の撤去費や処分費についても補助対象経費となります。	
③ 補助金を受取る振込先の金融機関名や口座番号、名義人等に誤りはない。	
④ 住民記録及び市税の納付状況についての調査同意欄に記入漏れがない。	

※ 上記内容を全てチェックし、申請時に受付窓口を持参・提出することをお勧めします。
(本チェックシートの再確認により、受付時間の短縮にも繋がりますので、ご協力ください。)

【市役所記入欄】

受付日	R . .
受付者	